

日医発第660号（保153）
平成25年10月16日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉義武

検査料の点数の取扱いについて

平成25年9月25日に開催された中央社会保険医療協議会（中医協）総会において新たな臨床検査を保険適用することが了承され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から別添1のとおり取り扱う通知が示され、平成25年10月1日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において別添2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌12月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 検査料の点数の取扱いについて
（平25.9.30 保医発0930第3号 厚生労働省保険局医療課長通知）
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第1号)の一部を下記のとおり改正し、平成25年10月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図りたい。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D006-8サイトケラチン19(KRT19)mRNA検出の留意事項を次のとおり改める

サイトケラチン19(KRT19)mRNA検出は、視触診等による診断又は術前の画像診断でリンパ節転移陽性が明らかでない乳癌、胃癌又は大腸癌患者に対して、摘出された乳癌、胃癌又は大腸癌所属リンパ節中のサイトケラチン19(KRT19)mRNAの検出によるリンパ節転移診断及び術式の選択等の治療方針の決定の補助を目的として、OSNA(One-Step Nucleic Acid Amplification)法により測定を行った場合に、一連につき1回に限り算定する。

- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D023中(18)イの次に次の一文を加える。

ウ 当該検査は、薬剤耐性結核菌感染が疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。

3 別添1第2章第3部第1節第1款D023中(19)ウの次に次の一文を加える。

エ 当該検査は、薬剤耐性結核菌感染が疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。

4 別添1第2章第3部第1節第1款D023中(20)を(21)とし、(19)の次に次のように加える。

(20) 結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出

ア 結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出に準じて算定する。

イ 当該検査は、同時に結核菌を検出した場合に限り算定する。

ウ 当該検査は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。

エ 当該検査は、薬剤耐性結核菌感染が疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現 行
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査</p> <p>D006-8 サイトケラチン19 (KRT19) mRNA検出 サイトケラチン19 (KRT19) mRNA検出は、<u>視触診等による診断又は術前の画像診断でリンパ節転移陽性が明らかでない乳癌、胃癌又は大腸癌患者に対して、摘出された乳癌、胃癌又は大腸癌所属リンパ節中のサイトケラチン19 (KRT19) mRNAの検出によるリンパ節転移診断及び術式の選択等の治療方針の決定の補助を目的として、OSNA (One-Step Nucleic Acid Amplification) 法により測定を行った場合に、一連につき1回に限り算定する。</u></p> <p>D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(17) 略 (18) 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出 ア「10」の結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する。 イ「10」の結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出は、「6」の結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。 <u>ウ 当該検査は、薬剤耐性結核菌感染が疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。</u></p> <p>(19) 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出 ア 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出に準じて算定する。 イ 当該検査は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する ウ 当該検査は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもの</p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査</p> <p>D006-8 サイトケラチン19 (KRT19) mRNA検出 サイトケラチン19 (KRT19) mRNA検出は、術前の画像診断又は視触診等による診断でリンパ節転移陽性が明らかでない乳癌患者に対して、摘出された乳癌所属リンパ節中のサイトケラチン19 (KRT19) mRNAの検出によるリンパ節転移診断の補助を目的として、OSNA (One-Step Nucleic Acid Amplification) 法により測定を行った場合に、一連につき1回に限り算定する。</p> <p>D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(17) 略 (18) 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出 ア「10」の結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する。 イ「10」の結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出は、「6」の結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p>(19) 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出 ア 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出に準じて算定する。 イ 当該検査は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する ウ 当該検査は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもの</p>

み算定する。

エ 当該検査は、薬剤耐性結核菌感染が疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。

(20) 結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出

ア 結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出に準じて算定する。

イ 当該検査は、同時に結核菌を検出した場合に限り算定する。

ウ 当該検査は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。

エ 当該検査は、薬剤耐性結核菌感染が疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。

(21) 略

み算定する。

(20) 略

新たに保険適用が認められた検査

平成 25 年 9 月 30 日 保医発 0930 第 3 号 (平成 25 年 10 月 1 日適用)

測定項目	結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出
商品名	ジェノスカラー・INH TB
区分	E 3 (新項目)
測定方法	ハイブリダイゼーション法
主な測定目的	喀痰または抗酸菌用培地で培養した培養菌株中の結核菌群inhA, fabG1, katG 遺伝子中の変異の検出 (イソニアジド耐性結核菌感染の診断補助等)
参考点数	D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 10 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出 850点
関連する 留意事項の 改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号) の別添 1 (医科診療報酬点数表に関する事項) の第 2 章 (特掲診療料) を以下のように改める。</p> <p>-----</p> <p>第 3 部検査</p> <p>D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査</p> <p>(1) ~ (17) 略</p> <p>(18) 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出</p> <p>ア 「10」の結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する。</p> <p>イ 「10」の結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出は、「6」の結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p><u>ウ 当該検査は、薬剤耐性結核菌感染が疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。</u></p> <p>(19) 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出</p> <p>ア 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出は、区分番号「D 0 2 3」微生物核酸同定・定量検査の「10」結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出に準じて算定する。</p> <p>イ 当該検査は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する。</p> <p>ウ 当該検査は、区分番号「D 0 2 3」微生物核酸同定・定量検査の「6」結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p><u>エ 当該検査は、薬剤耐性結核菌感染が疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。</u></p> <p><u>(20) 結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出</u></p> <p><u>ア 結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出は、区分番号「D 0 2 3」微生物核酸同定・定量検査の「10」</u></p>

	<p><u>結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出に準じて算定する。</u></p> <p><u>イ 当該検査は、同時に結核菌を検出した場合に限り算定する。</u></p> <p><u>ウ 当該検査は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。</u></p> <p><u>エ 当該検査は、薬剤耐性結核菌感染が疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。</u></p> <p>(21) 略</p> <p style="text-align: right;">(変更箇所下線部)</p>
--	--

測定項目	サイトケラチン19 (KRT19) mRNA 検出
商品名	リノアンプBC
区分	E3 (新項目)
測定方法	OSNA (One-Step Nucleic Acid Amplification) 法
主な測定目的	摘出された大腸癌又は胃癌所属リンパ節中のCK19 mRNAの検出 (大腸癌又は胃癌におけるリンパ節転移診断の補助)
参考点数	D006-8 サイトケラチン19 (KRT19) mRNA検出 2,400点 (*薬事の承認事項一部変更に伴う、乳癌からの適用拡大)
関連する留意事項の改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第1号)の別添1(医科診療報酬点数表に関する事項)の第2章(特掲診療料)を以下のように改める。</p> <p>第3部検査</p> <p>D006-8 サイトケラチン19 (KRT19) mRNA 検出</p> <p>サイトケラチン19 (KRT19) mRNA 検出は、<u>視触診等による診断又は術前の画像診断でリンパ節転移陽性が明らかでない乳癌、胃癌又は大腸癌患者に対して、摘出された乳癌、胃癌又は大腸癌所属リンパ節中のサイトケラチン19 (KRT19) mRNAの検出によるリンパ節転移診断及び術式の選択等の治療方針の決定の補助</u>を目的として、OSNA (One-Step Nucleic Acid Amplification)法により測定を行った場合に、一連につき1回に限り算定する。</p> <p style="text-align: right;">(変更箇所下線部)</p>

(日本医師会医療保険課)